

議案第 5 4 号

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては  
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)   
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第 3 0 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね <u>1 5 人</u>につき 1 人(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>2 5 人</u>につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 2 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 3 0 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね <u>2 0 人</u>につき 1 人(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>3 0 人</u>につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 2 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人

3 (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年6月4日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明